

中央環境審議会議事運営規則
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(会議の招集) 第一条 会長は、中央環境審議会(以下「審議会」という。)の総会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員及び議案に係りのある臨時委員に通知するものとする。</p> <p>(会長) 第二条 会長は、議長として、総会の議事を整理する。 2 会長は、すべての部会、小委員会、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>(専門委員) 第三条 専門委員は、会長の承認を得て、総会に出席し、意見を述べるすることができる。</p> <p>(部会) 第四条 審議会に、次に掲げる<u>十一</u>部会を置く。 一 総合政策部会 二 <u>循環型社会部会</u> 三 <u>環境保健部会</u> 四 <u>地球環境部会</u> 五 <u>大気環境部会</u> 六 <u>騒音振動部会</u> 七 <u>水環境部会</u> 八 <u>土壌農薬部会</u> 九 <u>自然環境部会</u> 十 <u>野生生物部会</u> 十一 <u>動物愛護部会</u></p> <p>2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。 3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る議案</p>	<p>(会議の招集) 第一条 会長は、中央環境審議会(以下「審議会」という。)の総会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員及び議案に係りのある臨時委員に通知するものとする。</p> <p>(会長) 第二条 会長は、議長として、総会の議事を整理する。 2 会長は、すべての部会、小委員会、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>(専門委員) 第三条 専門委員は、会長の承認を得て、総会に出席し、意見を述べるすることができる。</p> <p>(部会) 第四条 審議会に、次に掲げる<u>十四</u>部会を置く。 一 総合政策部会 二 <u>廃棄物・リサイクル部会</u> 三 <u>循環型社会計画部会</u> 四 <u>環境保健部会</u> 五 <u>石綿健康被害判定部会</u> 六 <u>地球環境部会</u> 七 <u>大気環境部会</u> 八 <u>騒音振動部会</u> 九 <u>水環境部会</u> 十 <u>土壌農薬部会</u> 十一 <u>瀬戸内海部会</u> 十二 <u>自然環境部会</u> 十三 <u>野生生物部会</u> 十四 <u>動物愛護部会</u></p> <p>2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。 3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る議案</p>

について調査審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

(諮問の付議)

第五条 会長は、環境大臣又は関係大臣の諮問を適当な部会(前条第一項及び第三項に規定する部会をいう。以下同じ。)に付議することができる。

(部会の決議)

第六条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

- 2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の部会に付議することができる。
- 3 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。ただし、総会において報告を要しない旨の決議を経たものについては、この限りではない。

(準用規定)

第七条 第一条から第三条(第二条第二項を除く。)までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第八条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。
- 4 小委員会の決議は、部会の定めるところにより、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。
- 5 第一条及び第二条第一項並びに中央環境審議会令第七条第一項及び第二項の規定は、小委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「小委員長」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第九条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、専門の事

について調査審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

(諮問の付議)

第五条 会長は、環境大臣又は関係大臣の諮問を適当な部会(前条第一項及び第三項に規定する部会をいう。以下同じ。)に付議することができる。

(部会の決議)

第六条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

- 2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の部会に付議することができる。
- 3 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。ただし、総会において報告を要しない旨の決議を経たものについては、この限りではない。

(準用規定)

第七条 第一条から第三条(第二条第二項を除く。)までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第八条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。
- 4 小委員会の決議は、部会の定めるところにより、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。
- 5 第一条及び第二条第一項並びに中央環境審議会令第七条第一項及び第二項の規定は、小委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「小委員長」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第九条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、専門の事

項を調査するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名によりこれを定める。

(会議録)

第十条 総会、部会、小委員会及び専門委員会の議事については、会議の概要を記載した会議録を調製しなければならない。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、総会の運営その他審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

2 部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則（平成十三年一月十五日）

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十三年一月十五日から施行する。

附 則（平成十八年三月十三日）

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十八年三月十三日から施行する。

附 則（平成二十四年十一月 日）

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十五年一月六日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行前に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康被害判定部会又は瀬戸内海部会に対してされた付議でこの規則の施行の際当該付議に対する決議がされていないものは、廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会にされたものは循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会にされたものは環境保健部会に、瀬戸内海部会にされたものは水環境部会に対してされた付議とみなす。

2 この規則の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康被害判定部会又は瀬戸内海部会に置かれていた第八条第一項の小委員会若しくは第九条第一項の専門委員会は、施行日に、廃棄物・リサイクル部会又は循環型計画部会に置かれた小委員会若しくは専門委員会にあっては循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会に置かれた小委員会にあっては環境保

項を調査するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名によりこれを定める。

(会議録)

第十条 総会、部会、小委員会及び専門委員会の議事については、会議の概要を記載した会議録を調製しなければならない。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、総会の運営その他審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

2 部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則（平成十三年一月十五日）

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十三年一月十五日から施行する。

附 則（平成十八年三月十三日）

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十八年三月十三日から施行する。

健部会に、瀬戸内海部会に置かれた専門委員会にあっては水環境部会に置かれた小委員会又は専門委員会とみなす。

3 この規定の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康被害判定部会又は瀬戸内海判定部会に属する専門委員は、施行日に、中央環境審議会令（平成五年政令第二百七十二号）第六条第二項の規定により廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会に属する専門委員にあっては循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会に属する専門委員にあっては環境保健部会に、瀬戸内海部会に属する専門委員（既に水環境部会に属する専門委員として指名されている者を除く。）にあっては水環境部会に属する専門委員として指名されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会の小委員会若しくは専門委員会、石綿健康被害判定部会の小委員会又は瀬戸内海部会の専門委員会に属する専門委員は、施行日に、第八条第二項の規定により廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会の小委員会若しくは専門委員会に属する専門委員にあっては循環型社会部会の小委員会又は専門委員会に、石綿健康被害判定部会の小委員会に属する専門委員にあっては環境保健部会の小委員会に、瀬戸内海部会の専門委員会に属する専門委員にあっては水環境部会の専門委員会に属する専門委員として指名されたものとみなす。

別表

部 会 名	所 掌 事 務
総合政策部会	一 環境基本計画に関すること。 二 環境の保全に係る重要な事項に関すること（他の部会の所掌に属するものを除く）。
循環型社会部会	一 廃棄物処理及びリサイクル推進に係る重要な事項に関すること。 二 循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画に関すること。
環境保健部会	一 公害に係る健康被害の補償及び予防に係る重要な事項に関すること。

別表

部 会 名	所 掌 事 務
総合政策部会	一 環境基本計画に関すること。 二 環境の保全に係る重要な事項に関すること（他の部会の所掌に属するものを除く）。
廃棄物・リサイクル部会	廃棄物処理及びリサイクル推進に係る重要な事項に関すること。
循環型社会計画部会	循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画に関すること。
環境保健部会	一 公害に係る健康被害の補償及び予防に係る重要な事項に関すること。

	二 <u>化学物質対策、石綿による健康被害の救済その他環境保健に係る重要な事項に関すること。</u>		二 <u>化学物質対策その他環境保健に係る重要な事項に関すること（石綿健康被害判定部会の所掌に属するものを除く）。</u>
		<u>石綿健康被害判定部会</u>	<u>石綿による健康被害の救済に係る医学的判定に関すること。</u>
地球環境部会	地球環境の保全に係る重要な事項に関すること。	地球環境部会	地球環境の保全に係る重要な事項に関すること。
大気環境部会	一 大気環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 交通環境対策に係る重要な事項に関すること。 三 悪臭防止に係る重要な事項に関すること。	大気環境部会	一 大気環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 交通環境対策に係る重要な事項に関すること。 三 悪臭防止に係る重要な事項に関すること。
騒音振動部会	一 騒音防止に係る重要な事項に関すること。 二 振動防止に係る重要な事項に関すること。	騒音振動部会	一 騒音防止に係る重要な事項に関すること。 二 振動防止に係る重要な事項に関すること。
水環境部会	一 水環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 地盤環境の保全に係る重要な事項に関すること。 三 <u>瀬戸内海の環境の保全に係る重要な事項に関すること。</u>	水環境部会	一 水環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 地盤環境の保全に係る重要な事項に関すること。
土壌農薬部会	一 土壌環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 農薬による環境汚染の防止に係る重要な事項に関すること。	土壌農薬部会	一 土壌環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 農薬による環境汚染の防止に係る重要な事項に関すること。
		<u>瀬戸内海部会</u>	<u>瀬戸内海の環境の保全に係る重要な事項に関すること。</u>
自然環境部会	一 自然環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 自然公園に係る重要な事項に関すること。	自然環境部会	一 自然環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 自然公園に係る重要な事項に関すること。

	と。		と。
野生生物部会	野生生物の保護及び狩猟に係る重要な事項に関すること。	野生生物部会	野生生物の保護及び狩猟に係る重要な事項に関すること。
動物愛護部会	動物の愛護及び管理に係る重要な事項に関すること。	動物愛護部会	動物の愛護及び管理に係る重要な事項に関すること。

中央環境審議会運営方針
新旧対照表

改 正 案		現 行	
中央環境審議会の運営方針について		中央環境審議会の運営方針について	
平成13年1月15日 (一部改正)平成18年3月13日 <u>(一部改正)平成 年 月 日</u> 総 会 決 定		平成13年1月15日 (一部改正)平成18年3月13日 総 会 決 定	
事 項		事 項	
1 会議の公開及び出席者について (1) 会議の公開について	<p>総会については、原則として公開するものとし、その他の部会については、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とするものとする。</p> <p>会長又は部会長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。</p>	1 会議の公開及び出席者について (1) 会議の公開について	<p>総会については、原則として公開するものとし、その他の部会については、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とするものとする。</p> <p>会長又は部会長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。</p>
(2) 代理出席について	<p>代理出席は認めない。欠席した委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)並びに専門委員には、事務局が資料を送付するなどして、会議の状況を伝える。</p> <p>ただし、会議が必要と認めた場合には、欠席する委員等又専門委員の代理の者を説明員として出席させることができる。</p>	(2) 代理出席について	<p>代理出席は認めない。欠席した委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)並びに専門委員には、事務局が資料を送付するなどして、会議の状況を伝える。</p> <p>ただし、会議が必要と認めた場合には、欠席する委員等又は専門委員の代理の者を説明員として出席させることができる。</p>
(3) 関係行政	審議案件の事務局である省庁の職員は、会	(3) 関係行政	審議案件の事務局である省庁の職員は、会

<p>機関の職員 の出席につ いて</p>	<p>議に出席することができる。 上記以外の行政機関の職員の出席について は、その官職、氏名を明らかにし、議長の承認 を得るものとする。</p>	<p>機関の職員 の出席につ いて</p>	<p>議に出席することができる。 上記以外の行政機関の職員の出席について は、その官職、氏名を明らかにし、議長の承認 を得るものとする。</p>
<p>2 会議録等に ついて</p>	<p>会議録は、発言内容を精確に記載するもの とする。その詳しさの程度は、各会議において 決める。</p>	<p>2 会議録等に ついて</p>	<p>会議録は、発言内容を精確に記載するもの とする。その詳しさの程度は、各会議において 決める。</p>
<p>(1) 会議録の 内容につ いて</p>	<p>会議録の調製に当たっては、当該会議出席 委員の了承を得るものとする。</p>	<p>(1) 会議録の 内容につ いて</p>	<p>会議録の調製に当たっては、当該会議出席 委員の了承を得るものとする。</p>
<p>(2) 会議録の 配布につ いて</p>	<p>会議録は、当該会議の構成員に配布するも のとする。 その他の委員等には、当該会議においてあ らかじめ定めた範囲及び方法で会議録を配布 するものとする。</p>	<p>(2) 会議録の 配布につ いて</p>	<p>会議録は、当該会議の構成員に配布するも のとする。 その他の委員等には、当該会議においてあ らかじめ定めた範囲及び方法で会議録を配布 するものとする。</p>
<p>(3) 会議録及 び議事要旨 の公開につ いて</p>	<p>公開した会議の会議録（部会が公開を認め た会議録を含む。）は、公開するものとする。 総会及び全ての部会の会議については、議 事要旨を公開するものとする。なお、議事要 旨の公開は、会議終了後、部会長等が記者会 見を行い、その記者会見概要を作成し、公開 することをもって代えることができるものと する。</p>	<p>(3) 会議録及 び議事要旨 の公開につ いて</p>	<p>公開した会議の会議録（部会が公開を認め た会議録を含む。）は、公開するものとする。 総会及び全ての部会の会議については、議 事要旨を公開するものとする。なお、議事要 旨の公開は、会議終了後、部会長等が記者会 見を行い、その記者会見概要を作成し、公開 することをもって代えることができるものと する。</p>
<p>3 一般の意見 の反映につ いて</p>	<p>公開した会議の会議録及び議事要旨は、環 境省の閲覧窓口に備え付けるものとする。</p>	<p>3 一般の意見 の反映につ いて</p>	<p>公開した会議の会議録及び議事要旨は、環 境省の閲覧窓口に備え付けるものとする。</p>
<p>一般の意見 の反映につ いて</p>	<p>一般の意見については、それをよく聴くよ うに努めるものとする。 一般の意見を聴く場合の具体的な実施方法 は、それぞれの会議において定める。 必要と認められる場合、審議途中で中間報 告を出し、それに対する一般の意見をその後 の審議に反映させる方法を採用するものとす</p>	<p>一般の意見 の反映につ いて</p>	<p>一般の意見については、それをよく聴くよ うに努めるものとする。 一般の意見を聴く場合の具体的な実施方法 は、それぞれの会議において定める。 必要と認められる場合、審議途中で中間報 告を出し、それに対する一般の意見をその後 の審議に反映させる方法を採用するものとす</p>

<p>4 総会と部会との関係等について</p>	<p>る。</p> <p>総会は、年1回以上開催する。 会長が必要と認めた場合のほか、委員の3分の1以上の者から審議事項を示して総会の開催の請求があった場合は、会長はこれを召集するものとする。 委員は、その所属部会以外の審議する案件について、会長を経て意見を提出することができる。 会長は、部会長を指名するに当たっては、当該部会の委員の意見を尊重するものとする。 各部会は、小委員会又は専門委員会に審議を附託するに当たっては、審議事項の範囲を明確にするものとする。また、部会長は、原則として小委員長及び専門委員長を兼任しないものとする。 <u>会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る議案について適当な部会を指定して調査審議させることができる。</u></p>	<p>4 総会と部会との関係等について</p>	<p>る。</p> <p>総会は、年1回以上開催する。 会長が必要と認めた場合のほか、委員の3分の1以上の者から審議事項を示して総会の開催の請求があった場合は、会長はこれを召集するものとする。 委員は、その所属部会以外の審議する案件について、会長を経て意見を提出することができる。 会長は、部会長を指名するに当たっては、当該部会の委員の意見を尊重するものとする。 各部会は、小委員会又は専門委員会に審議を附託するに当たっては、審議事項の範囲を明確にするものとする。また、部会長は、原則として小委員長及び専門委員長を兼任しないものとする。</p>
<p>5 委員等及び専門委員の構成等について</p> <p>(1) 委員等の構成等について</p> <p>(2) 専門委員の構成について</p>	<p>会長は、委員等の構成について、必要に応じ、審議会の意見を具申するものとする。 委員の部会への所属は委員の希望を参考として、会長が決める。</p> <p>専門委員長は、当該専門委員の構成について必要に応じ意見具申をするものとする。 審議案件と直接的な利害関係を有する企業に所属する者は、専門委員としないことを原則とする。</p>	<p>5 委員等及び専門委員の構成等について</p> <p>(1) 委員等の構成等について</p> <p>(2) 専門委員の構成について</p>	<p>会長は、委員等の構成について、必要に応じ、審議会の意見を具申するものとする。 委員の部会への所属は委員の希望を参考として、会長が決める。</p> <p>専門委員長は、当該専門委員の構成について必要に応じ意見具申をするものとする。 審議案件と直接的な利害関係を有する企業に所属する者は、専門委員としないことを原則とする。</p>
<p>6 環境への配</p>	<p>会議にあたっては、会議資料として配布す</p>	<p>6 環境への配</p>	<p>会議にあたっては、会議資料として配布す</p>

慮について	る紙の枚数を必要最低限とする等環境への負荷を削減するよう努める。 環境への配慮に関し必要な事項は、会長が定めることができるものとする。	慮について	る紙の枚数を必要最低限とする等環境への負荷を削減するよう努める。 環境への配慮に関し必要な事項は、会長が定めることができるものとする。
7 その他	上記のほか、会議、会議録及び議事要旨の公開に関し必要な事項は、会長又は部会長が定めることができるものとする。	7 その他	上記のほか、会議、会議録及び議事要旨の公開に関し必要な事項は、会長又は部会長が定めることができるものとする。